

木古内都市計画（木古内町）（非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、木古内都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

木古内都市計画区域	市町名	範囲	規模
	木古内町	行政区域の一部	約 771ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道南連携地域渡島地域の南西部に位置しており、三方を渡島山脈に囲まれ、南側は津軽海峡に面する等、海・山・川に囲まれて市街地が形成されている。

このような恵まれた環境の中で農漁業を基幹産業としてきたが、近年の国際化、情報化の進展に伴い、産業・社会構造はこれまでとは大きく変化している。また、地域においては、人口減少や高齢化等の進行により活力が低下している状況にある。

多くの町民が買い物等で町外に流出しており、活力あるまちづくりを進めるために、中心市街地における商業機能の充実と町民が集うことができる拠点整備が必要とされている。

また、住民の価値観が多様化し、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求めた社会環境づくりが求められ、基幹産業の振興を図りつつ自然環境の保全と科学の進展を調和させた新たな産業づくりによる働く場の創出が課題となっている。

さらには、平成 28 年 3 月に開業し、北海道最初の駅となる北海道新幹線を最大限に活用したまちづくりが課題となっている。

今後は、「町民と協働で創る長く住みたい、住み続けたいきこない」をまちづくりの基本理念とし、まちづくりの柱として次の 4 つの基本目標を設定している。

- ・交通の要衝に相応しい活気あるまちづくり
- ・安心・快適に住み続けられるまちづくり
- ・自然と調和したコンパクトなまちづくり
- ・町民と協働で創るまちづくり

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制することで都市の防災性の向上が図られ、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市

計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域は、函館、江差、松前の中心に位置し、3・4・2号中央通（主要道道江差木古内線）及びJR木古内駅を基軸とした交通の要衝として計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口減少や少子高齢化の進行等により、商工業は停滞している。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、3・4・1号みそぎ通り（国道228号）と北海道新幹線に挟まれた範囲、3・4・4号中野線通（一般道道中野木古内停車場線）の沿道並びに南本町地区に配置し、周辺住宅地のため生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住環境の形成及び保全を図る
- ・専用住宅地は、市街地北部に配置し、地域の特性に応じた秩序ある良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業地は、JR木古内駅南側を中心に配置し、地元消費者ニーズに対応した商業拠点の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・4・4号中野線通（一般道道中野木古内停車場線）沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で周辺住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

流通業務地を、3・4・1号みそぎ通り（国道228号）沿道、JR木古内駅北側並びに南本町地区に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で流通関連施設等が集積する流通業務地の形成を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・流通業務地のうち、住宅地への転用が進んでいる地区については、今後の土地利用の動向を見極めながら、住宅地への用途転換を進め、良好な住環境の形成を図る。

- ・大規模跡地については、周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用が図られるための用途転換を検討する。
- ・北海道新幹線の整備に伴う町道の付け替えが行われた箇所については、当該地区及び周辺の土地利用等を踏まえ、適切な用途転換を検討する。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅地のうち、都市基盤施設の整備が遅れ老朽建築物が密集している地区について、地区計画等を活用することで、建築物の建替更新と都市基盤施設の整備を段階的に進め、居住環境の改善と防災性の向上を図る。

② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地として今後も適正な保全を図る。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている新栄町地区、佐女川地区、大平地区については、災害防止の観点から、特に市街地を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、海浜地、河川敷地及び湿地帯等については今後とも自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域と連携を図るとともに、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道南連携地域渡島地域の南西部に位置し、古くから交通の要衝とされている。

また、平成28年3月に北海道新幹線が開業し、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内

交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方や情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・北海道新幹線を軸とした、二次交通ネットワークの形成を進める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.72km/km ²	3.25km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・一般国道自動車専用道路函館・江差自動車道が市街地の北側を通過する計画があることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・4・1号みそぎ通（国道228号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2号中央通（主要道道江差木古内線）、3・4・4号中野線通（一般道道中野木古内停車場線）、3・4・5号駅前通（一般道道木古内停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 鉄道

本区域には、北海道新幹線及び在来線の道南いさりび鉄道があり、道内主要都市や本州に接続する重要な旅客輸送・貨物輸送路となっている。

今後は、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備が進むことにより、更なる道内主要都市間の広域高速ネットワークの形成を図る。

c 交通結節点等

3・4・5号駅前通（一般道道木古内停車場線）に北海道新幹線木古内駅及び道南いさりび鉄道木古内駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 3・4・2号中央通（主要道道江差木古内線）の整備を促進する。
- ・ 3・4・3号環状線通（町道前浜縦2号線）の整備を促進する。

（2）下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27（2015年）年で49.8%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

木古内公共下水道については、下水管渠を確保し、新道地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

木古内川、中野川及び佐女川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 南本町地区及び新道地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・ 木古内川の河川改修を促進する。

（3）その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

（1）基本方針

本区域は、津軽海峡に面した市街地中心部を挟み込むように流下している木古内川、佐女川及び中野川の河川空間が緑の骨格を成している。

また、津軽海峡と青森県を遙かに望む丘陵地一帯は道南杉の樹林地となっており、緑豊かな緑地空間として良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景

観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、コンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、佐女川農村公園、ふるさとの森公園、みそぎ公園、木古内川河川緑地を配置する。

b レクリエーション系統

日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、佐女川農村公園、ふるさとの森公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、ふるさとの森公園を配置するとともに、周辺環境の保全を図る。

d 景観構成系統

木古内町の神事が行われる「寒中みそぎ祭り」のシンボルとなるみそぎ浜を配置する。

e その他の系統

木古内川の河川空間や幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑豊かで潤いのある環境の保全に努める。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりに対応するため、公園等の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢が住民のニーズの変化に対応した公園等の適正配置とともに、統廃合を含め検討する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。